

被扶養者認定申請書類チェックシート 提出日 令和 年 月 日
③ 配偶者・学生でない子・父母・その他の続柄

※前回認定時に雇用保険を受給することを前提として認定され、雇用保険受給終了後、再申請する場合は、「被扶養者異動届(増)」および「雇用保険申告書」のみを、雇用保険受給資格者証の終了日記載後5日以内にご提出ください。

【提出にあたって】

1. 該当する書類を確認し、□に ✓ を付けたうえで、申請書類に添付しご提出ください。
2. 該当書類はすべてご提出ください。書類が不足している場合、扶養者として認定できないことがあります。
3. 提出書類の控えとして、必要に応じて本チェックシートのコピーをお取りいただき、お手元に保管してください。

【注意事項】

※内容により追加書類のご提出をお願いする場合があります。

※原則として、扶養の事実発生日から 5 日以内にご提出ください。提出が遅れた場合、認定日が遅れることがあります。

被保険者氏名		認定対象者氏名		続柄	
--------	--	---------	--	----	--

基本届

提出書類	注意事項等
☐ 被扶養者異動届(増)	◆健保 HP 申請書式 NO.T1-1
☐ 被扶養者現況届	◆健保 HP 申請書式 NO.T2
☐ 住民票 <u>原本</u> ※世帯全員・続柄記載・交付後 3 か月以内	◆マイナンバーの記載は不要です。 ◆ひとり親世帯の方は、戸籍筆頭者の記載が必要です。
☐ 所得(課税・非課税)証明書 <u>原本</u> ※最新年度・収入額記載のもの	◆所得(課税・非課税)証明書の代わりとして源泉徴収票は使用できません。

【重要】

上記は全員共通の提出書類です。申請内容に応じて追加書類の提出が必要となりますので、必ず下記の『状況に応じて必要な書類』をご確認し、該当する全ての書類をご提出ください。

状況に応じて必要な書類

(1)認定対象者が被保険者と住民票上の住所が異なる場合 (被保険者との続柄確認のため)	
☐ 戸籍謄本 <u>原本</u> (交付後 3 か月以内)	
(2)認定対象者が申請日前2年以内に退職している場合 ※パート・アルバイト等含む (健康保険資格・雇用保険受給状況確認のため)	
☐ 退職日が確認できる書類の写し	◆下記のいずれかをご提出ください。 健康保険資格喪失証明書、退職証明書、源泉徴収票、雇用保険離職票等 ◆提出時点で当該証明書を取得していない場合は、提出後1週間以内にご提出ください。 ◆退職日が確認できる書類が勤務先から交付されていない場合は、「被扶養者現況届」の⑦「提出書類のみでは説明しきれない事情や補足事項等」欄に、交付されていない旨、勤務先名、雇用形態(パート・アルバイト等)および勤務期間をご記入ください。なお、内容により、別途書類の提出をお願いする場合があります。
☐ 雇用保険申告書	◆健保 HP 申請書式 NO.T3 ◆雇用保険の受給予定がない場合や受給しない場合も提出が必要です。

(次頁へ続く)

(3)認定対象者に収入がある場合 ※該当するすべての書類をご提出ください。(年間収入見込額確認のため)	
【認定基準額】 ① 60歳未満(下記③以外の方):年収130万円未満(月収目安108,334円) ② 60歳以上/障害年金受給者:年収180万円未満(月収目安150,000円) ③ 19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く):年収150万円未満(月収目安125,000円) かつ被保険者の年収の1/2未満であること ※月収目安は年間収入基準を超えないための管理目安です。月収目安を継続的または大きく超えている場合は、将来の年間収入見込額が基準額を超えるものとして、被扶養者として認定できない場合があります。	
給与収入がある	
【給与収入のみの場合】 ☐ 今後の年間収入見込み額を確認できる労働条件通知書・雇用契約書等の写し ※時給・労働時間・勤務日数・交通費等が記載されたもの	◆労働条件通知書等により今後の年間収入見込額を算出します。 残業代等の時間外手当や臨時的な賞与等、事前に見込みが困難なものは、原則として年間収入見込額に含めません。 シフト制勤務や賞与等により、労働条件通知書等の内容から年間収入見込額の算出が困難な場合は、給与明細書等をご提出ください。
【給与収入のみで、労働条件通知書等のみでは今後の年間収入見込額が確認できない場合、給与収入以外の収入(年金収入・自営業収入等)がある場合】 ☐ 給与明細書(直近3か月分)の写し または ☐ 雇用内容・給与支払(見込み)証明書	◆雇用内容・給与支払(見込み)証明書については 健保 HP 申請書式 NO.T6
自営業・不動産・配当等がある	
☐ 確定申告書の写し(直近のもの)	
☐ 収支内訳書(損益計算書)の写し	◆作成している場合は、ご提出ください。
年金収入がある	
☐ 年金額が確認できる書類(年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書等)の写し(直近のもの)	◆今後の年金収入見込額確認のため、直近の通知書をご提出ください。 ◆年金の源泉徴収票は使用できません。 ◆対象者氏名・発行(支払)日・金額・支払者記載のものをご提出ください。
【年金が支給停止となっている場合、または年金額の改定等により受給見込額が変更となる場合】 ☐ 制度共通年金見込額照会回答票の写し	
給付金を受給している	
☐ 傷病手当金・出産手当金・労災給付等の支給決定通知書の写し	◆退職後も傷病手当金・出産手当金は要件を満たす場合に受給できることがあります。受給資格の有無をご確認のうえ、申請してください。なお、給付金を受給された場合、日額により被扶養者として認定できない場合があります。 ◆給付金を受給する場合は、日額3,612円(60歳以上/障害年金受給者は5,000円)を超えると扶養認定できません。
その他の収入がある	
☐ 支払者などの証明書の写し	
(4)認定対象者が子であり、被保険者夫婦が共働きの場合 (扶養義務者確認のため) ※原則として今後の年間収入見込額の多い方の被扶養者とします。 ※収入見込額が同程度の場合は、主として生計を維持している方の被扶養者とします。	
☐ 配偶者の今後の年間収入見込額が確認できる書類の写し	◆下記のいずれかをご提出ください。 源泉徴収票、給与明細書(直近3か月分)、確定申告書等
【配偶者が産前産後・育児休業中等の場合】 ☐ 休業開始前の源泉徴収票または給与明細書(連続3か月分)等の写し	◆休業前の収入状況から今後の年間収入見込額を確認します。 提出する書類の余白に以下をご記入ください。 ・配偶者の産前産後休業・育児休業期間 ・被保険者本人の署名

(次頁へ続く)

(5)認定対象者が被保険者と別居している場合 ※主に父母・祖父母・学生でない子の場合(生計維持関係確認のため) ※状況により別途提出をお願いする場合があります。	
☐ 送金確約書	◆健保 HP 申請書式 NO.T5
☐ 送金証明書の写し(直近 1～3 か月分)	◆下記のいずれかをご提出ください。 銀行振込控え、現金書留控え等 ◆原則として直近 3 か月分をご提出ください。3 か月分をご用意できない場合は、お手元にある分をご提出ください。

(6)認定対象者に配偶者または他の扶養義務者(父母等)がいる場合 (扶養義務者確認のため) ※認定対象者が被保険者の配偶者(妻・夫)である場合は不要です。	
☐ 認定対象者の配偶者または扶養義務者の今後の年間収入見込額が確認できる書類の写し	◆下記のいずれかをご提出ください。 所得(課税・非課税)証明書、源泉徴収票、給与明細書(直近 3 か月分)、確定申告書等 ◆扶養義務者とは、原則として認定対象者の配偶者および直系親族(父母・子・祖父母等)になります。 例: 父母の認定(認定対象者の配偶者の収入確認) 既婚の子の認定(認定対象者の配偶者の収入確認) 兄弟姉妹の認定(認定対象者の父母の収入確認)

(7)被保険者夫婦が共働きで配偶者の父母・祖父母等を認定する場合 (扶養義務者確認のため)	
☐ 配偶者の年間収入見込額が確認できる書類の写し	◆下記のいずれかをご提出ください。 所得(課税・非課税)証明書、源泉徴収票、給与明細書(直近 3 か月分)、確定申告書等

(8)認定対象者が学生の方の場合 (在学確認のため)	
☐ 在学証明書(交付後3か月以内) または ☐ 学生証の写し(有効期限記載のもの)	

(9)認定対象者が海外に一時的に居住している場合 (国内居住要件例外該当確認のため)	
☐ 一時的な海外滞在であることが確認できる書類の写し	◆下記のいずれかをご提出ください。 在学証明書・学生証・海外赴任辞令・居住証明等